

議案第 80 号

森のふれあい館条例等の一部を改正する条例の制定について

森のふれあい館条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 30 年 12 月 4 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

森のふれあい館、箱根湿生花園、箱根ジオミュージアム、郷土資料館、箱根関所の町立観光施設等 5 施設の観覧料各種減免制度について、受益者負担の適正化の観点から見直し、施設の適正な運営を実現するため、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

森のふれあい館条例等の一部を改正する条例

(森のふれあい館条例の一部改正)

第1条 森のふれあい館条例（平成3年箱根町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項の表を次のように改める。

区分		観覧料
個人	大人（12歳以上）	650円
	小人（6歳以上12歳未満）	400円
団体（20人以上）	大人	550円
	高校生	450円
	小・中学生	200円
	園児	150円
備考 高校生、中学生、小学生又は園児が在学し、又は在園する施設の活動として観覧するときの引率者の観覧料は、無料とする。		

第4条第3項を削る。

第5条中「町内の小・中学校が教師に引率され学習活動として観覧するとき」を「中学生、小学生若しくは園児が町内の学校、幼児学園若しくは保育園の活動として観覧するとき」に改める。

(箱根町観光施設条例の一部改正)

第2条 箱根町観光施設条例（平成17年箱根町条例第24号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「、又は小・中学生（団体は除く。）が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に観覧しようとするとき」を削る。

第11条中「町長の承認を得て、定めた基準」を「、町長の承認を得て定めた基準」に改める。

別表第4を次のように改める。

別表第4（第10条関係）

名称	区分		観覧料金
箱根湿生花	個人	大人（12歳以上）	700円

園		小人(6歳以上12歳未満)	400円
	団体(20人以上)	大人	500円
		高校生	350円
		小・中学生	300円
		園児	200円

備考 高校生、中学生、小学生又は園児が在学し、又は在園する施設の活動として観覧するときの引率者の観覧料は、無料とする。

第3条 箱根町観光施設条例の一部を次のように改正する。

第10条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

(箱根ジオミュージアム条例の一部改正)

第4条 箱根ジオミュージアム条例(平成25年箱根町条例第16号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項に次のただし書を加える。

ただし、高校生、中学生、小学生又は園児が在学し、又は在園する施設の活動として観覧するときの引率者の観覧料は、無料とする。

第4条第3項を削り、同条第4項中「前3項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とする。

第5条を次のように改める。

(観覧料の免除)

第5条 町長は、前条の規定にかかわらず、中学生若しくは小学生が町内の学校の活動として観覧するとき又は公益その他特に必要があると認めるときは、観覧料を免除することができる。

第5条 箱根ジオミュージアム条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

(箱根町立郷土資料館条例の一部改正)

第6条 箱根町立郷土資料館条例(昭和58年箱根町条例第6号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項の表に備考として次のように加える。

備考 高校生、中学生、小学生又は園児が在学し、又は在園する施設の活動として観覧するときの引率者の観覧料は、無料とする。

第5条第3項を削る。

第 6 条中「町内の学校が教育課程に基づく学習活動として観覧する場合」を「中学生又は小学生が町内の学校の活動として観覧する場合」に改める。

(箱根関所条例の一部改正)

第 7 条 箱根関所条例（平成 17 年箱根町条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 3 項を削る。

第 7 条中「かかわらず、」の次に「中学生若しくは小学生が町内の学校の活動として観覧するとき又は」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第 6 条関係）

区分		観覧料
個人	大人（12 歳以上）	500 円
	小人（6 歳以上 12 歳未満）	250 円
団体（20 人以上）	大人	350 円
	高校生	150 円
	中学生	120 円
	小学生	100 円

備考 高校生、中学生、小学生又は園児が在学し、又は在園する施設の活動として観覧するときの引率者の観覧料は、無料とする。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条中森のふれあい館条例第 4 条第 3 項を削る改正規定、第 2 条中箱根町観光施設条例第 10 条第 3 項の改正規定、第 5 条の規定、第 6 条中箱根町立郷土資料館条例第 5 条第 3 項を削る改正規定及び第 7 条中箱根関所条例第 6 条第 3 項を削る改正規定 平成 31 年 7 月 1 日
- (2) 第 3 条の規定 平成 31 年 10 月 1 日